

第十三回 参議院文部委員会會議録第四十五号

昭和二十七年六月二十七日(金曜日)午
前十一時開会

委員の異動

六月二十日委員大屋晋三君辞任につ
き、その補欠として木村守江君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 白渡瀬米吉君
高田なほ子君
木内キヤウ君

委員

川村 松助君
石黒 忠篤君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木正三郎君
衆議院議員 若林 義孝君

政府委員

文部省初等中
等教育局長 田中 義男君
事務局側 常任委員 竹内 敏夫君
会専門員

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○義務教育費国庫負担法案(衆議院提
出)

○委員長(梅原眞隆君) 只今から文部
委員会を開会いたします。

先ず理事の補欠互選を行いたいと思
います。去る五月十六日に理事加納金
助君の委員辞任に伴う補欠互選でござ
います。互選の方法は如何いたします
か。

○堀越儀郎君 成規の手続を省略いた
しまして、理事の指名を委員長に一任
せられんことの動議を提出いたしま
す。

○木内キヤウ君 只今の堀越君の動議
に賛成いたします。

○委員長(梅原眞隆君) それでは私か
ら指名いたします。白渡瀬米吉君を理
事においてお願いいたします。
これにて委員会を休憩いたしまし
て、引続き懇談会を開きます。
午前十一時一分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(梅原眞隆君) これより文部
委員会を再開いたします。

義務教育費国庫負担法案を議題とい
たします。御質疑のあるかたから御発
言をお願いします。

○堀越儀郎君 第二條の第二項の問題
であります。第一項において「そ
の実支出額の二分の一を負担する」と
限定してあるにもかかわらず、二項で
その「国庫負担額の最高限度は、政令
で定めることができる」という條文か
ら考へて、これは矛盾しているのじや
ないですか。

○政府委員(田中義男君) 一応文字通
り読みます。多少そんな矛盾も感ず
るのでございますけれども、併し大体
第二項は文字にござりますように、

「定めることができる」となつており
ますので、例外的な但書の性質を持つ
ておると考えますので、これで支障な
く読めるかと考えております。

○堀越儀郎君 只今の局長の御答弁
で、例外的というお言葉があつたので
あります。この二項において「前
項の各都道府県ごとの国庫負担額の最
高限度は」という言葉は、これは我々
考えますと、非常に疑問を残す言葉
になるのであります。この「前項」の
は、政府の狙いはどこにあるか、これ
を承わりたいと思つてあります。各
府県ごとにと政令で最高限度をき
められるということになりますと、教
育費に相当な費用を投じ得るのであり
ますから、教員の給与というものが相
当に優遇される。ところが財政の貧弱な
県になりますと、教育費に投ずる費
用も限定されて来る、つまり他と比べ
て少くなる。従つて、教員の給与も他
の豊かな県に比べて現在も低いのであ
ります。してみれば、でこばこのない
ように他の府県と同じところまで高め
てやらなければならぬのに、低いとい
うで更にその限度を政令で定められる
ということになるならば、現在でも低
い給与がそれ以上上れないということ
で、財政の貧弱な府県で勤めている教
職員というものは、非常に不安を感じ
るのです。そういうふうには、この政令の
言葉から読み取れるのであります。そ
ういふ場合にはどういふように救済
できるのか。

○政府委員(田中義男君) 最高限度を

政令で定めます場合には、政令の性質
上から申しまして、一々各府県につ
いて或る県が幾ら、或る県が幾らとい
うようなことを定めることは、実は考
えられないのでございまして、文部省
としてこの政令で定めます場合には、
原案にございまして、而もそれより
り多少上廻つた程度に是非これはきめ
るべきものだと思つておるのでござ
います。そういたしますと、特に貧弱
な財政の県等につきましては、恐らく
相当程度上廻つた基準になりましよ
う。ただ問題は裕福な県でございまし
て、裕福な都府県等につきましては多
少その限度は下るかも知れませんが、
これはお言葉にもございまして、よ
うに、余りに各府県でこぼこになる
ということ、それが果して適當である
かどうかということも、国家の財政的
な立場から考えます場合に一応問題で
もございまして、この政令による基
準が適當に定められますならば、又定
むべきと存じますけれども、御期待に
反するようなことはなからうと考へて
おるのでございまして。

○委員長(梅原眞隆君) これにて本日
は散会いたします。

午後一時五十一分散会

六月十七日本委員会に左の事件を付託
された。

(一、義務教育費国庫負担法案(衆
議院提出)

(予備審査のための付託は五月十
二日)

六月十九日本委員会に左の事件を付託
された。

一、産業教育振興法の一部を改正す
る法律案(衆)(予備審査のための
付託は五月二日)

六月二十四日本委員会に左の事件を付
託された。

一、文化財保護法の一部を改正する
法律案(衆)(予備審査のための付
託は五月七日)

昭和二十七年八月七日印刷

昭和二十七年八月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局